

## 二六 非核三原則

一 我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいてとられている、核兵器（注）を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする重要な政策をいう。佐藤内閣以後の各内閣は、この非核三原則を「国是」又は「国是ともいうべきもの」として厳守することを、繰り返し明らかにしている。なお、衆議院及び参議院の外務委員会で、この原則を政府が遵守すべきことを求める決議がなされている。

二 憲法は、自衛のための必要最小限度を超える核兵器のみを禁止しているのに対し、この原則は、政策として、どのような核兵器についても、保有し又は製造しないとするものである。なお、現行法制度上は、我が国における核兵器の保有及び製造は、原子力基本法及び核兵器の不拡散に関する条約によって、全面的に禁止されている。

三 外国の軍隊による我が国領域内への核兵器の持込みについては、憲法上の禁止の対象となるものではないが、「持ち込ませず」との方針により、あらゆる外国軍隊の我が国領海・領土・領空内への核兵器持込みをすべて認めず、米国についても、日米安保条約に基づく核持込みの事前協議がなされた場合には、これを拒否することとされている。また、これに関して、核を装備する外国軍艦の我が国領海の通過については、我が国として無害通航とみなさないとの見解がとられている。なお、この政策は、我が国としての権限が及ぶ範囲内でとられるものであって、公海上の米軍等の行動を対象とするものではない。

(注) 原子核の分裂又は核融合により生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいう。

(質問主意書・答弁書)

(昭五〇・一・一〇 対橋崎弥之助・衆)

一及び二について

非核三原則にいう「核」とは核兵器を指し、核兵器とは、原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいうと考える。

八について

・・・非核三原則は、我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいて定められた重要な政策である。・・・

(昭五六・五・二九 対橋崎弥之助・衆)

一について

1 核装備を有する米軍艦の我が国への寄港及び我が領海の通過が事前協議の対象となるということは、合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象とする交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解から十分に明らかであり、この点に関し日米間に了解の違いはないと考える。

2 (略)

3 核装備を有する米軍艦の我が領海の通過については、政府は、いわゆる安保国会当時からそのような通過が一般国際法上の無害通航に該当する場合には事前協議の対象とならないとの見解を明らかにしていたところである。その後、昭和四十三年の国会において領海及び接続水域に関する条約について審議

が行われた際、国会における論議、当時政府が政策として打ち出した非核三原則等を踏まえて、一般国際法上の無害通航制度について改めて検討した結果、政府は、核装備を有する外国軍艦の我が領海の通過は無害通航とは認めないと考え方を昭和四十三年四月十七日衆議院外務委員会において政府統一見解として明らかにした。この統一見解以後は、核装備を有する米軍艦の我が領海の通過は無害通航に該当せず、核の持込みという観点から事前協議の対象となるというのが、政府の見解である。この点については、昭和四十九年十一月二十五日参議院内閣委員会における政府統一見解においても明らかにしているところである。

(昭六一・五・一六 対矢山有作・衆)

### IIIの6から8までについて

非核三原則は、我が国が主体的有意思に基づき我が国においては核兵器の存在を許さないことを内容とする政策であるところ、日米安保条約の下において、同条約及び関連取極の規定に従つて行われる核攻撃力を有する米軍部隊と自衛隊の共同対処行動自体は、非核三原則に反するものではない。 . . .

(平五・一一・三 対立木洋・参)

### 四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第一項によつても禁止されているわけではない。したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、從来から

のように解釈しており、この解釈は、現在でも変わっていない。

なお、憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及びNPTにより一切の核兵器を保有し得ないととしているところである。

（国会答弁例）

〔衆・本会議 昭四三・一・二七〕  
佐藤内閣総理大臣施政方針演説

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）……まず第一に、二十世紀後半の人類は核時代に生きております。この核時代をいかに生きるべきかは、今日すべての国家に共通した課題であります。

われわれは、核兵器の絶滅を念願し、みずからもあえてこれを保有せず、その持ち込みも許さない決意であります。・・・

〔衆・本会議 昭四三・一・三〇〕  
佐藤内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）……御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則でござります。・・・

〔衆・予算委 昭四三・三・一七  
三木外務大臣 答弁〕

○三木国務大臣　・・・日米安保体制は、米国の核抑止力を含め、戦争抑止力としてわが国の安全に寄与している。この核抑止力は、わが国への核持ち込みを必要とせず、両者は別個の問題である。一方、このような安保体制のもとにおいて、わが国は核兵器の製造、保有一製造せず、保有せず、また持ち込みを認めないという政府の核兵器三原則が成り立つものである。

〔衆・内閣委 昭四六・五・一五  
吉国内閣法制次長 答弁〕

○吉國（一）政府委員 先ほど、非核三原則としておあげになりました、わが国が核兵器を保有せざると申しますのは、みずから製造して保有する場合も入りますし、他国に製造したものを作り出してみずから保有する」とも、いざれをもさしていつておるわけでござります。

〔衆・予算委 昭五三・三・六  
福田内閣総理大臣 答弁〕

○福田内閣総理大臣 政府といたしましては、もちろん非核三原則を厳守する、こういうことを宣言しておるわけですから、これは私は問題ない、こういうふうに思いますが、なお、いかなる政府ができましても、国会が非核三原則を遵守すべしということを決議いたしておるわけありますから、この決議が健在である以上、その決議はいかなる政府によつても守られなければならないし、守られる、かように考えます。

○福田内閣総理大臣 安保条約に基づきまして核兵器の持ち込みについて了承を求める、こういう協議があ

りました場合に、わが国の回答はいかなる場合におきましてもノー、このように御理解願います。

[参・本会議 昭五五・一一・七]  
鈴木内閣總理大臣 答弁]

○國務大臣（鈴木善幸君）・・・核兵器の保有について御質問がありましたが、政府は、從来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法上禁止されておらず、したがって、その限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは憲法の禁ずるところではないとの解釈をとっているところであります。しかしながら、憲法上保有を禁じられていない核兵器についても、わが国は非核三原則を国是とし、さらに原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有しないこととしておるのであります。・・・

[参・予算委 昭五七・四・五]  
角田内閣法制局長官 答弁]

○政府委員（角田禮次郎君） 核兵器と憲法との関係については、これまで再々申し上げておりますが、基本的に政府は自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは、憲法九条一項によつても禁止されておらない。したがつて右の限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わずこれを保有することは同項の禁ずるところではない、こういう解釈を從来から政府の統一見解として繰り返して申し上げているところであります。したがつて、核兵器のすべてが憲法上持てないというのではなくて、自衛のため必要最小限度の範囲内に属する核兵器というものがもしありとすればそれは持ち得ると。ただし非核三原則というわが国の国是とも言つべき方針によつて一切の核兵器は持たない、こういう政

策的な選択をしている、これが正確な政府の見解でござります。

(参考資料)

○非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議（衆・本会議 昭四六・一一・一四）

一 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。

一 (略)

右決議する。

○核兵器の不拡散条約に関する件（衆・外務委 昭五一・四・二七）

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

一一五 (略)

(注) 昭五一・五・二一 参・外務委においても同様の決議がなされている。

## [核兵器の使用]

(質問主意書・答弁書)

(平七・三・一五 対斎正敏・参)

## ○質問主意書

## 二 核兵器使用に関する国際法上の解釈について

核兵器使用に関する政府の国際法上の解釈について以下明らかにされたい。

1 政府は、国際法上核兵器の使用は無条件に合法と考えているのか。

2 政府が核兵器使用が合法となる場合には条件があると考えているのであれば、その条件全てを明らかにされたい。

3 核兵器の使用が違法か合法かについて未だ確立された国際慣習法がないならば、国際慣習法として確立されるまで、我が国を含め個々の国々がその合法・違法についてそれぞれ独自の意見を持つことは認められると考えるが、政府の見解はどうか。

4 「核兵器の使用が今日の実定国際法に違反するという判断が国際社会の法的認識として確立するまでに至っていない」というのが従来からの政府の見解」（一九九四年六月一三日参議院予算委員会における羽田総理大臣答弁）とされているが、この「国際社会の法的認識として確立」したと政府が認めるには、いかなる要件が必要であるのか。

## ○答弁書

## 1の1から3までについて

唯一の被爆国である我が国としては、核兵器が一度と使用されることがあつてはならず、究極的な核廃絶に向けて努力すべきであると考えている。また、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、

国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。このような我が国の立場については、これまでも国際場裡において表明してきたところである。

#### 一一の4について

国際慣習法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立している」と（一般慣行）及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在することが必要である。

#### （国会答弁例）

〔参・予算委 平一〇・六・一七  
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（大森政輔君）お尋ねの件につきましては、委員も重々御承知だらうと思いますが、実は昭和五十三年三月三十一日の参議院予算委員会におきまして、当時の法制局長官、真田秀夫でございますが、真田法制局長官から、「核兵器の保有に関する憲法第九条の解釈について」という文書に基づく説明をしております。

その要旨は・・・「自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第九条第二項によつても禁止されておらず、」ということから、論理的な帰結として、要するに、右の限度の範囲内にとどまるものである限りは核兵器であるからといって禁止されていないと。・・・そういう答弁をしているわけでございます。

○高野博師君 僕は、保有じゃなくて使用について聞いているんです。

○政府委員（大森政輔君）核の保有の問題についての憲法上の問題点と申しますのは、即使用についての

問題点にも当たるわけでございます。

委員は、先ほど若干触れられましたいわゆるICOJ、国際司法裁判所におきます平成八年七月八日の勧告的意見との関係を念頭に置かれているんだろうと思いますが、あの勧告的意見では、使用という点と国際法規、特に国際人道法及び中立性の原則でございますか、それとの関係についての考え方を述べているわけでございます。

日本国憲法第九条との関係につきましては、保有との関係において先ほど述べられました法理は、純法律上の問題として使用との関係においても妥当するものであろう、一応そういうことが言えようかと思います。ただ、この問題は国際法、国際社会においてもあるるその考え方方が推移している問題でございますので、その国際的な考え方の推移に応じて常に検討を重ねていくべき問題ではあるうとふうに考えております。

○高野博師君 核保有に関する政府の解釈は、使用についても妥当するということである、使用もできるといふことによろしいでしょうか。念のため確認します。

○政府委員（大森政輔君） 先ほど引用いたしました昭和五十三年三月十一日の当時の真田法制局長官の見解をベースといたしますならば、核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にはなるうかと考えます。

（参考資料）

○核兵器の違法性に関する国際司法裁判所（ICOJ）の勧告的意見（一九九六年七月八日）の関係部分  
(仮訳)

核兵器による威嚇又はその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に、一般的に反する。

しかしながら、国際法の現状及び裁判所が取り扱った事実に鑑みれば、国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における、核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて、明確な結論を出すことはできない。